

# 福島県行財政改革推進本部会議次第

日時：平成24年10月29日（月）

10:00～10:20

（復旧・復興本部会議終了後）

場所：第一特別委員会室

## 1 開 会

## 2 議 題

復興・再生に向けた行財政運営方針（案）について

## 3 閉 会

## 福島県行財政改革推進本部会議 席次

日 時：平成24年10月29日 10:00～10:20

場 所：第一特別委員会室

内堀副知事

知 事

村田副知事

	副本部長	本部長	副本部長		
教 育 長	○			○	警察本部長
直 輄 理 事	○			○	総務部長
企画調整部長	○			○	生活環境部長
保健福祉部長	○			○	商工労働部長
農林水産部長	○			○	土木部長
会計管理者	○			○	原子力損害 対策担当理事
	○ ○	○ ○	○ ○		
子育て支援 担当理事	○	○	○	○	企業局長
病院局長	○	○	○	○	避難地域復興局長
復興局長	○	○	○	○	文化スポーツ局長
	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	観光交流局長

○ ○	○ ○	○ ○	○ ○
-----	-----	-----	-----

市町村 総務部参事  
兼市町村 総務部参事  
兼財政課長 総務部  
行政課長 政策監  
（人事担当）

次長 行政経営課  
長 常勤課  
職員研修課  
長 人事課長

○	○ ○	○ ○	
---	-----	-----	--

企画調整部  
参事兼文化  
振興課長 復興・総合  
計画課長 財産管理  
課 長 広報課長  
避難地域復興  
局次長兼避難  
地域復興課長

# **復興・再生に向けた行財政運営方針 (案)**

**平成 24 年 月**

**福島県行財政改革推進本部**

## 目 次

I 基本的な考え方	1
II 基本的方向性及び取組方針	2
《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保	2
《視点2》復興を加速させる執行体制の強化	4
《視点3》復興を進める市町村との連携強化	7
III その他の取組	10

## I 基本的な考え方

### 1 はじめに

本県は、東日本大震災及び原子力発電所の事故により甚大な被害を受けたことから、県民一丸となって復興を進めていくため、平成23年8月に「福島県復興ビジョン」を策定するとともに、同年12月には、さらに具体的な復興のための取組や事業を示すため、「福島県復興計画（第1次）」を策定しました。

こうした中、これまででも、復興・再生を進める上で生じた様々な行財政運営上の課題に対しては、その解決に向けて柔軟な対応を行ってきましたが、今後、復興・再生に向けた取組がより一層本格化する中で、県としての明確な方向性を持ちながら、迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、復興・再生に向けた当面の行財政運営の基本的な考え方を定めることとしました。

### 2 基本的な考え方

復興計画を着実に進めていくためには、財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化が重要な課題となっていることから、次の3つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進していきます。

#### 【3つの視点】

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

《視点3》復興を進める市町村との連携強化

### 3 対象期間

概ね5年とし、復興・再生の状況等を踏まえ、新たな行財政改革大綱の策定について検討していきます。

### 4 進行管理

「行財政改革推進委員会」から助言をいただきながら、行財政改革推進本部において進行管理を行います。

その中で、毎年度、取組の推進状況等を踏まえ点検を行い、重点的に取り組むべき課題や今後の方向性等を明確にし、必要に応じて見直しを行います。



## II 基本的方向性及び取組方針

### 《視点 1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

#### 【基本的方向性】

##### ① 復興財源の確保

復興・再生を着実に進めていくため、長期的かつ安定的な財源の確保を図ります。

##### ② 財政健全性の確保

非常に厳しい財政状況にあっても、必要な事業については適時適切に実施しながら、将来にわたる財政の健全性を確保していきます。

#### 【取組方針】

##### 1 自主財源の確保

###### (1) 財源捻出等による歳入確保

厳しい財政状況を踏まえ、あらゆる手段により歳入確保を図る観点から、業務執行方法の改善などによる内部管理経費の節減や、徹底した事務事業の見直しにより財源捻出を図ることに加え、県債や基金の活用、使用料・手数料の見直し、県有財産の活用など、県自らの努力による歳入確保を図っていきます。

###### (2) 県税収入の確保

人口の減少等の影響により今後も県税収入は減少していくことが懸念されることから、経済活性化対策や雇用の確保など税源の涵養に結びつく施策を展開していくとともに、税の徴収体制を強化することにより未納額を圧縮するなど、あらゆる手段により県税収入の確保に努めています。

##### 2 国からの復興財源確保

###### (1) 復興・再生を推進するための財源措置の要求

大震災、特に原子力災害からの復興・再生は、国策として原子力政策を進めてきた国の当然の責務であることから、進歩を踏まえ、福島復興再生特別措置法及び福島復興再生基本方針に基づいて国が講じることとされた施策、事業の確実な実施及び必要な予算の確保を求めていきます。

また、震災復興特別交付税について、制度の継続と必要額の確保を求めていきます。

###### (2) 新たに生ずる課題への財源確保

復興・再生に係る長期的かつ安定的な財源を確保するため、原子力災害による交付金や税収の減収補填、本県の実状を踏まえた自由度の高い交付金制度の創設など、新たな課題についても、必要な財源の措置を求めていきます。

##### 3 原子力損害賠償金の確保

原子力発電所事故により本県が被った損害は、全て賠償されることが基本であり、国の原子力損害賠償紛争審査会が定めた「中間指針」において明確な賠償基準が示されなかった損害を含め、東京電力株式会社に対し的確な請求を行うとともに、確実かつ迅速

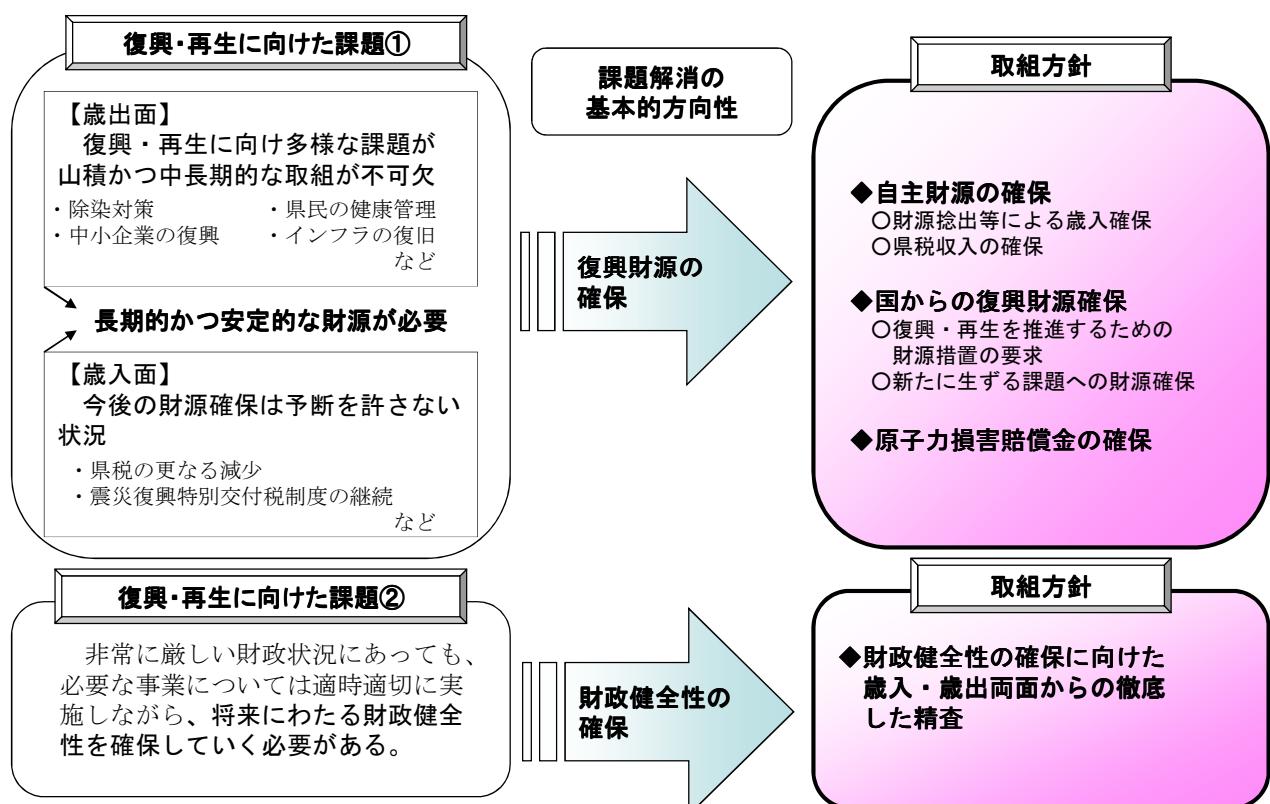
な支払いを求めていきます。

#### 4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

全ての事業について例外なく見直しを行い、必要性、優先度及び費用対効果の観点から事業を十分に検証していくとともに、過度の県債発行とならないよう十分留意しながら、財政健全性の確保に努めていきます。

また、部局や枠組みにとらわれることなく、組織横断的な視点で事業を構築し、類似事業を統合・削減していくことで財政運営の効率化を図っていきます。

### 《視点1》 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保



## 《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

### 【基本的方向性】

#### ① 新たな行政課題への的確な対応

長期避難者等の生活拠点を始め、長期化する原子力災害への対応など、復興を進めていく中で生じる新たな行政課題に対して的確に対応していきます。

#### ② 増大する事業に対応した執行体制の強化

復興・再生に係る事業の本格化に伴い、事業量の大幅な増加が見込まれることから、必要な人員の確保・育成を図るとともに、復興・再生に係る事業に重点的に人員を配置するなど執行体制の強化を図ります。

#### ③ 県民やNPO、企業等と一体となった復興への取組

復興・再生に向けては、全ての力を結集し、取り組んでいく必要があることから、多様な主体との連携・協働を図る仕組みや体制づくりを進めるとともに、アウトソーシングの推進や外部人材の活用などに取り組みます。

### 【取組方針】

#### 1 復興・再生を着実に推進するための体制整備

複雑かつ前例のない課題に対応していくため、部局間の連携を強化し、総合力を発揮した組織運営を行うとともに、新たな課題に迅速かつ的確に対応できるよう柔軟に組織体制を整備します。

一方、限られた人的資源を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮する組織運営を行う観点から、復興・再生の状況を踏まえながら、不断に組織体制や業務執行方法等の見直しを行います。

#### 2 復興・再生に向けた人員の確保

##### (1) 必要な人員の確保と重点的配置

事業の着実な推進や長期化する原子力災害へ対応するため、必要な人員については、正規職員に加え、任期付職員の採用や、全国の都道府県等に対して引き続き職員派遣の要請を行うなど、将来に対する負担なども考慮しながら多様な方策により確保していくとともに、早期の復興に向け、復興・再生に係る事業等へ重点的に配置していきます。

一方、中長期的には、簡素で効率的な行財政運営を行っていく必要があることから、今後の復興・再生の状況も踏まえながら、適切な定員管理に努めています。

##### (2) 国等への働き掛け

必要な人員を確保するため、全国の都道府県等に対して引き続き職員派遣の要請を行うとともに、復興・再生に係る事業へ対応するための人員の確保に必要な財源措置や職員の更なる確保について国等に対して求めていきます。

##### (3) 職員採用の見直し

本県の復興・再生を担う有為な人材を確保するため、受験資格の見直しや民間企業等職務経験者の採用拡充等採用試験の見直しを行っていきます。

また、専門性を有する技術職員等全国的にも確保が困難な人材について、その確保に向けて取り組んでいきます。

### 3 復興・再生を担う人材の育成

#### (1) 職員研修の充実

新規採用職員が速やかに職場に適応し、業務に必要な知識や能力を早期に習得できるよう教育担当職員を定めるなど、きめ細かなOJT（職場内研修）を推進できる体制の構築を図っていきます。

また、誇りあるふるさとの再生に向け、職員一丸となって取り組んでいくため、知事と若手職員の懇談や管理職員に対する研修など様々な取組を通じて、職員の一層の意識高揚に努めていきます。

#### (2) 専門性を持った人材の育成

経験やノウハウの蓄積の少ない新たな課題にも対応していく必要があることから、重点分野を定めて、専門性を持った人材を多角的な視点から計画的に育成していくための方針を策定し、将来に向けて本県の復興を担う人材育成を進めています。

#### (3) 組織目標の明確化と育成型人事評価制度の確立

事業の着実な推進のため、組織として取り組むべき課題や達成すべき目標を明確にし、課題解決に向けて目標を管理しながら取り組んでいきます。

また、目標管理手法を活用した「新たな人事評価制度」により、職員の意識を高め、復興に向けた人材の育成につなげていきます。

### 4 多様な主体との協働の推進

#### (1) 協働を推進する仕組みや体制づくり

県民を始めNPO、各種団体、企業等様々な主体との協働をより一層推進していくため、県民等の主体的な取組を促進するなど効果的な仕組みや体制づくりを進めていきます。

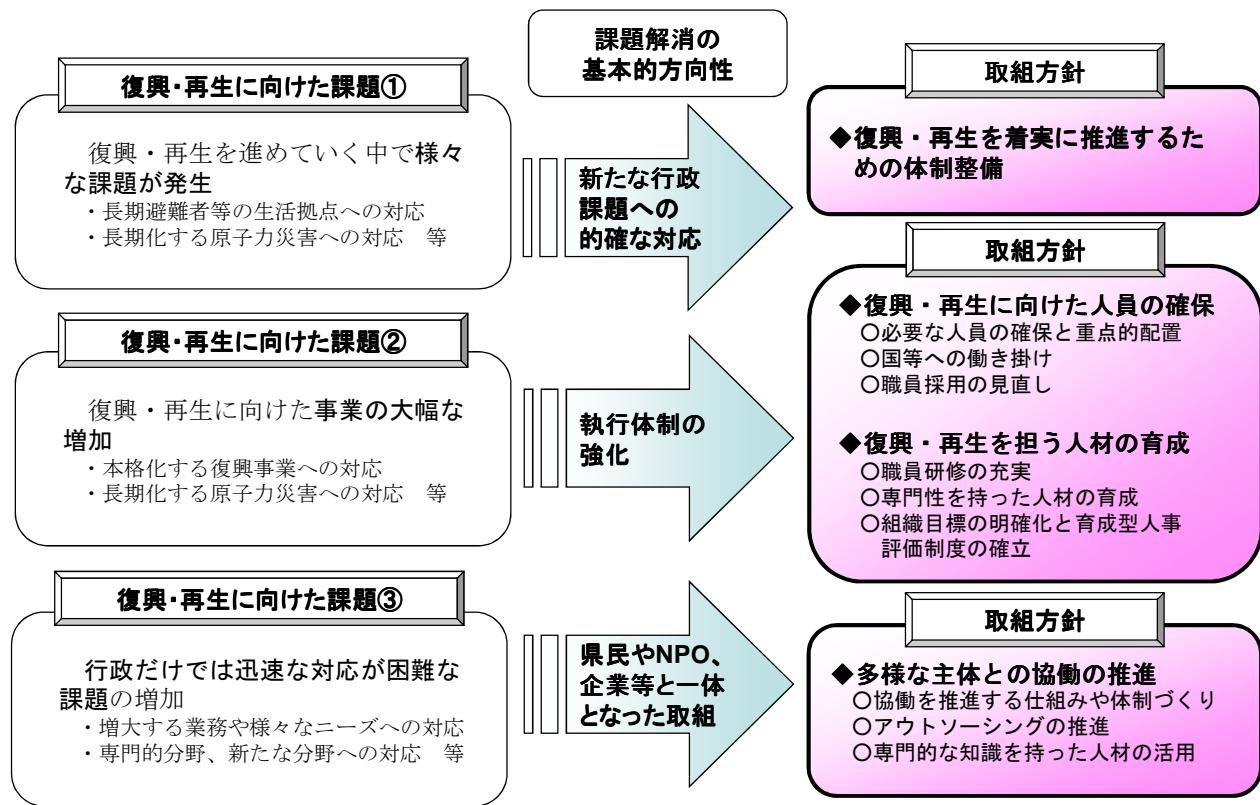
#### (2) アウトソーシングの推進

復興・再生に向け増大する業務についてアウトソーシングの可否を検討し、定型的業務などアウトソーシング可能な業務については、外部委託等を進めるほか、既に外部委託している業務についてもその範囲の拡大等について検討を行うなど、より一層アウトソーシングを推進し、効果的な業務執行体制の構築を図っていきます。

#### (3) 専門的な知識を持った人材の活用

原子力安全対策や放射性物質対策、県民の健康管理など新たな行政課題に対して的確に対応するため、外部専門家の派遣や大学等専門機関からの助言を受けるなど、専門的な知識を有する人材の活用を図るとともに、研究機関等との一層の連携強化を図ります。

## 《視点2》 復興を加速させる執行体制の強化



## 《視点3》復興を進める市町村との連携強化

### 【基本的方向性】

#### ① 市町村と一体となった復興への取組

長期避難者等の生活拠点の整備や復興・再生に係る事業の円滑な推進など市町村が当面する様々な行政課題に連携して取り組みます。

#### ② 市町村における執行体制等の強化

復興・再生に係る事業へ対応するため、必要な人員の確保など市町村の執行体制等の強化に連携して取り組みます。

#### ③ 市町村における復興財源と財政の健全性の確保

復興・再生に係る事業を着実に進めていくため、長期的かつ安定的な財源の確保を図るとともに、自主財源の状況にも十分配慮しながら、将来にわたり財政の健全性を確保していきます。

### 【取組方針】

#### 1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

市町村と密接に意見交換を行うため、多様な機会を設け互いの課題を共有するとともに、長期避難者等の生活拠点やインフラ整備など、避難地域にある市町村の帰還及び復興に当たっての重要課題への対応について、関係市町村との協議の場を設定し、合意形成を図ります。また、市町村と一体となって、国に対して必要な施策等に関する要望を行うなど、市町村と連携して復興に当たっての課題解決に向け取り組んでいきます。

#### 2 市町村の行政運営に対する人的支援等

##### (1) 県から市町村に対する職員派遣等

避難指示区域等にある市町村への駐在員の配置や関係地方振興局等への市町村の帰還及び復興支援担当職員の配置などにより、引き続き市町村における課題の把握に努め必要な支援を行っていきます。

また、市町村における復興・再生に係る事業の円滑な推進に向け、市町村自らによる人員確保を促すとともに、県から実務担当職員の派遣を行うなど、市町村の執行体制確保に向けた取組を推進していきます。

##### (2) 国や全国市町村等への職員派遣要請

市町村における復興・再生に係る事業の円滑な推進に向け、国及び全国の市町村等からの更なる人的支援について要請を行うなど、市町村の執行体制確保に向けた取組を推進していきます。

#### 3 復興・再生に向けた取組に対する支援の充実強化

##### (1) 計画策定への対応

市町村における復興計画や除染実施計画等、各種計画の策定に当たり、必要な情報や指針等の提示、計画策定委員会への職員派遣等による個別の助言など、それぞれの状況に応じた適切な支援を行っていきます。

## (2) 事業執行への対応

専門的な知識や技術が必要な事業等に対する専門家の派遣や、災害復旧事業、災害公営住宅整備における事業の代行など市町村の事業実施に対して適切な支援を行っていきます。

## (3) 権限移譲の推進

住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組めるよう、県から移譲可能な事務権限について分かりやすく情報提供し、市町村の意向や地域の実情を踏まえながら権限移譲を推進していきます。

## (4) 市町村サポート体制の強化

市町村における復興・再生に係る事業の推進に当たり、必要とされる人材の育成や、市町村からの要請に基づく事務の共同処理、広域処理に関する調整など、市町村における復興・再生の取組に対して適切な支援を行うとともに、県出先機関における市町村の支援体制について検討し、必要な強化を図っていきます。

# 4 市町村の財政運営に対する支援

## (1) 復興財源の確保

震災復興特別交付税や復興交付金等の財源措置の継続と必要額の確保について国に要望するとともに、市町村復興支援交付金による取組の支援を行うなど、市町村が復興・再生に係る事業を進めていく上で必要な財源の確保に連携して取り組んでいきます。

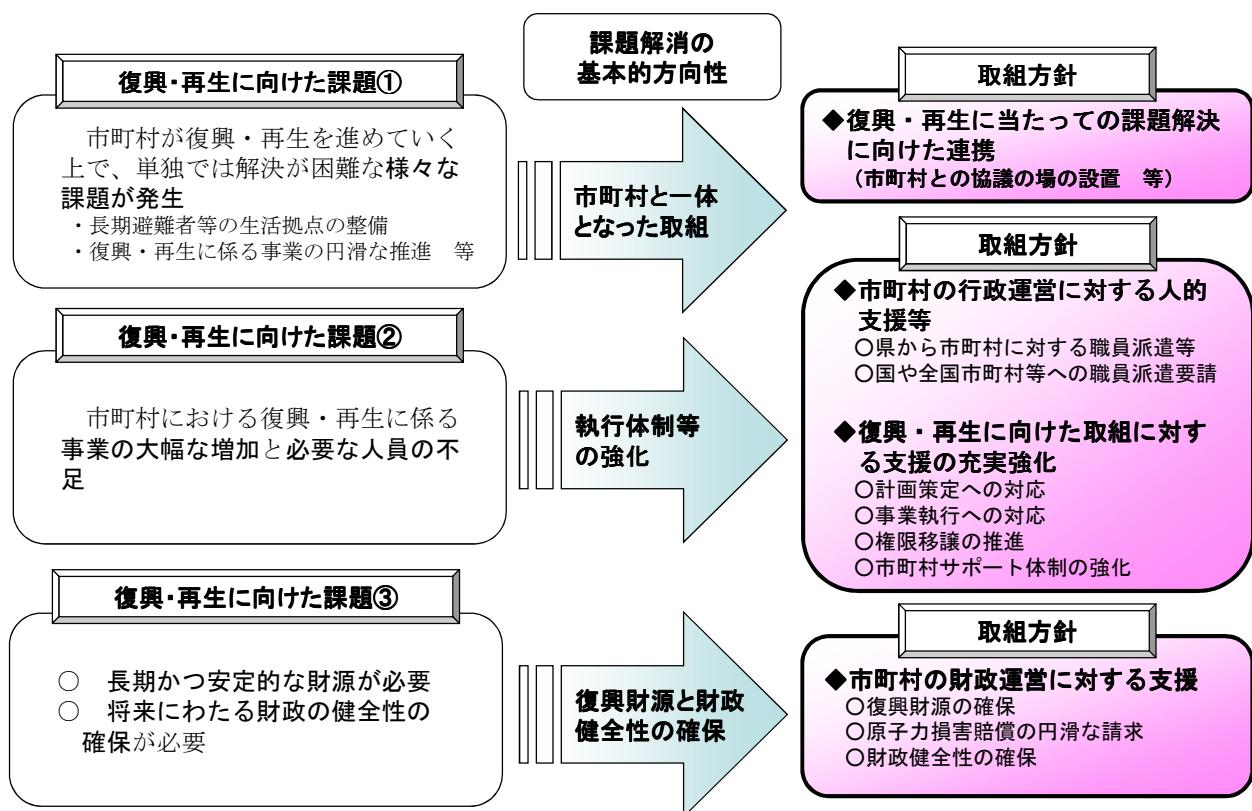
## (2) 原子力損害賠償の円滑な請求

市町村における原子力損害賠償の円滑な請求が行えるよう、市町村間で共通する課題等の解決に向け、県と市町村で必要な情報共有を図りながら、県が東京電力株式会社と協議を行うなど、市町村に対する支援を行っていきます。

## (3) 財政健全性の確保

市町村の将来にわたる財政の健全性の確保を図っていくため、財政健全化法に規定する財政指標等に基づき財政計画策定等への助言を行うとともに、市町村振興基金の活用などを通じて支援を行っていきます。

## 《視点3》 復興を進める市町村との連携強化



### III その他の取組

#### 1 分かりやすく積極的な情報の発信

(1) 本県の復興に向けた取組や県民の安全・安心に関わる情報、県民生活に関わる各種制度等について、様々な媒体を活用し、正確に分かりやすく、積極的な情報発信を行っていきます。

また、県内外避難者に対して、帰還に向けふるさととの絆を維持できるよう、受入先自治体や県内市町村等と連携し、避難者のニーズにきめ細かく対応した情報の提供、発信に取り組んでいきます。

(2) 「新生ふくしま」のイメージを創り上げていくため、全国的なイベントや会議などあらゆる機会を通じて、本県の復興に向けた取組などの情報を効果的に発信します。

#### 2 継続的な行財政改革への取組

公社等外郭団体の見直しなど個別の行財政改革の課題については、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切に進行管理を行いながら継続的に取り組んでいきます。

# 復興・再生に向けた行財政運営方針(案)【概要】



## 位置付け

復興・再生を着実に推進していくためには、行財政運営の明確な方向性を持ちながら、様々な課題に対して迅速かつ柔軟に対応することが求められることから、復興・再生に向けた当面の行財政運営の基本的な考え方を示すもの。

## 概要

**【基本的考え方】** 財源の確保や執行体制の強化、市町村との連携強化が重要な課題となっていることから、次の3つの視点に重点を置いた柔軟な行財政運営を推進していく。

《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保

《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

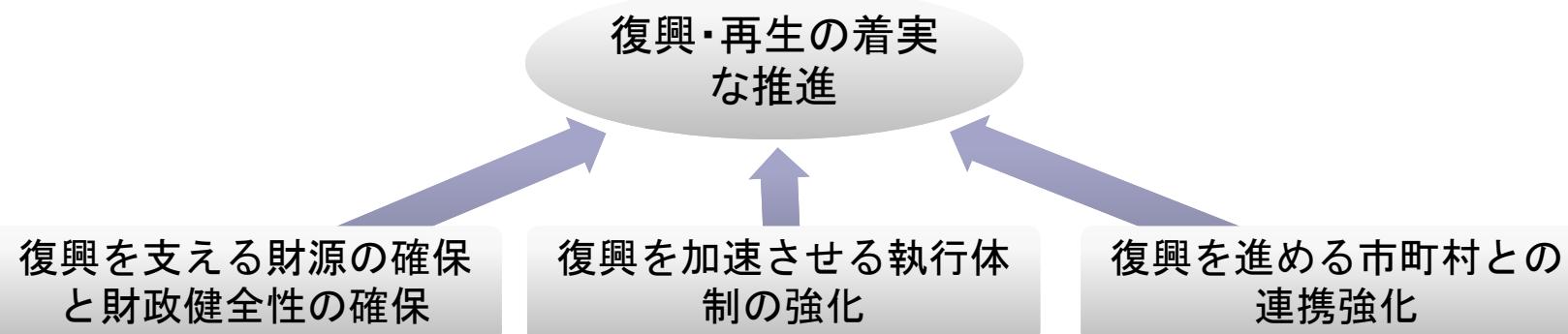
《視点3》復興を進める市町村との連携強化

**【対象期間】**

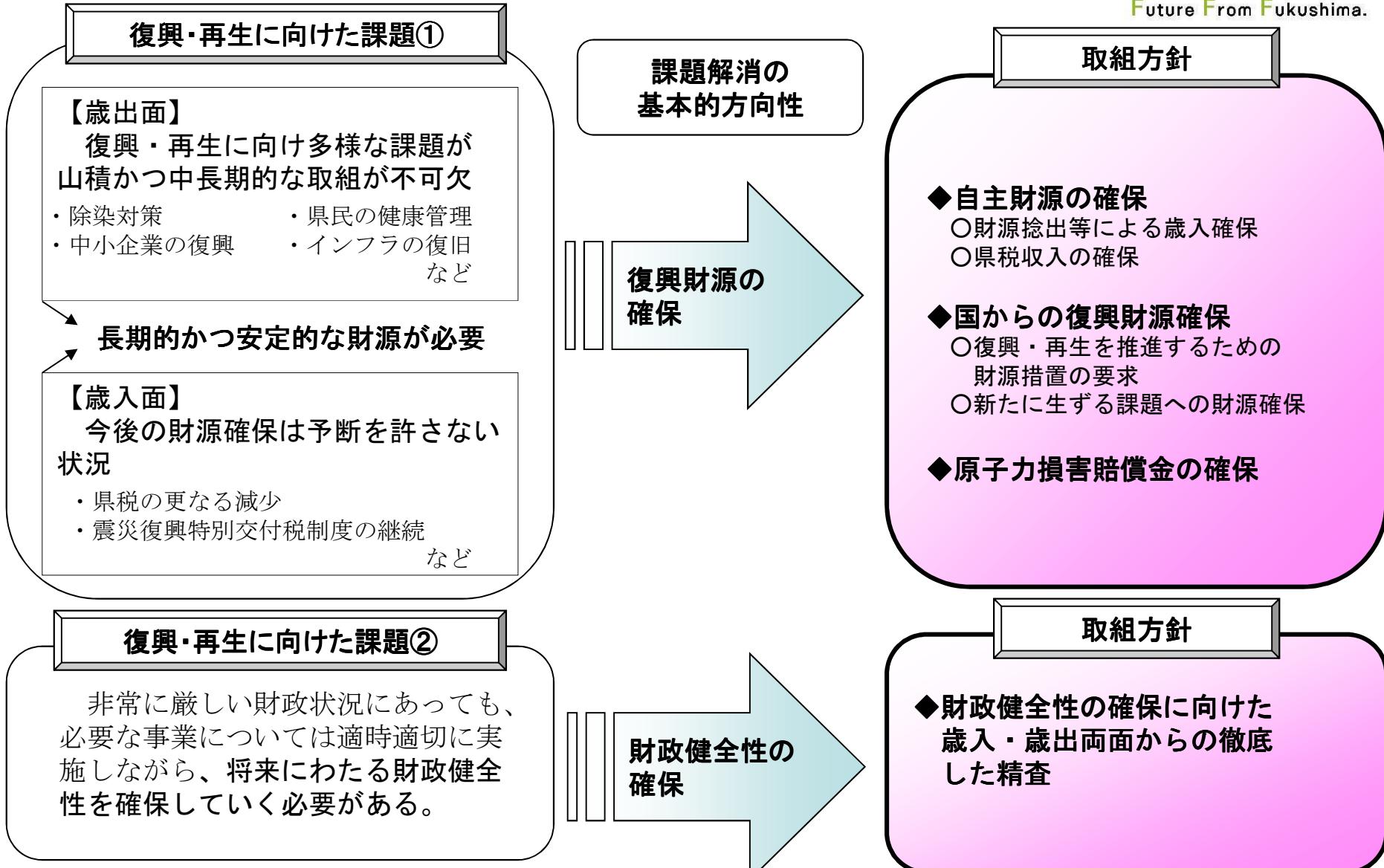
- 概ね5年間
- 復興・再生の状況等を踏まえ、新たな行財政改革大綱の策定を検討。

**【進行管理】**

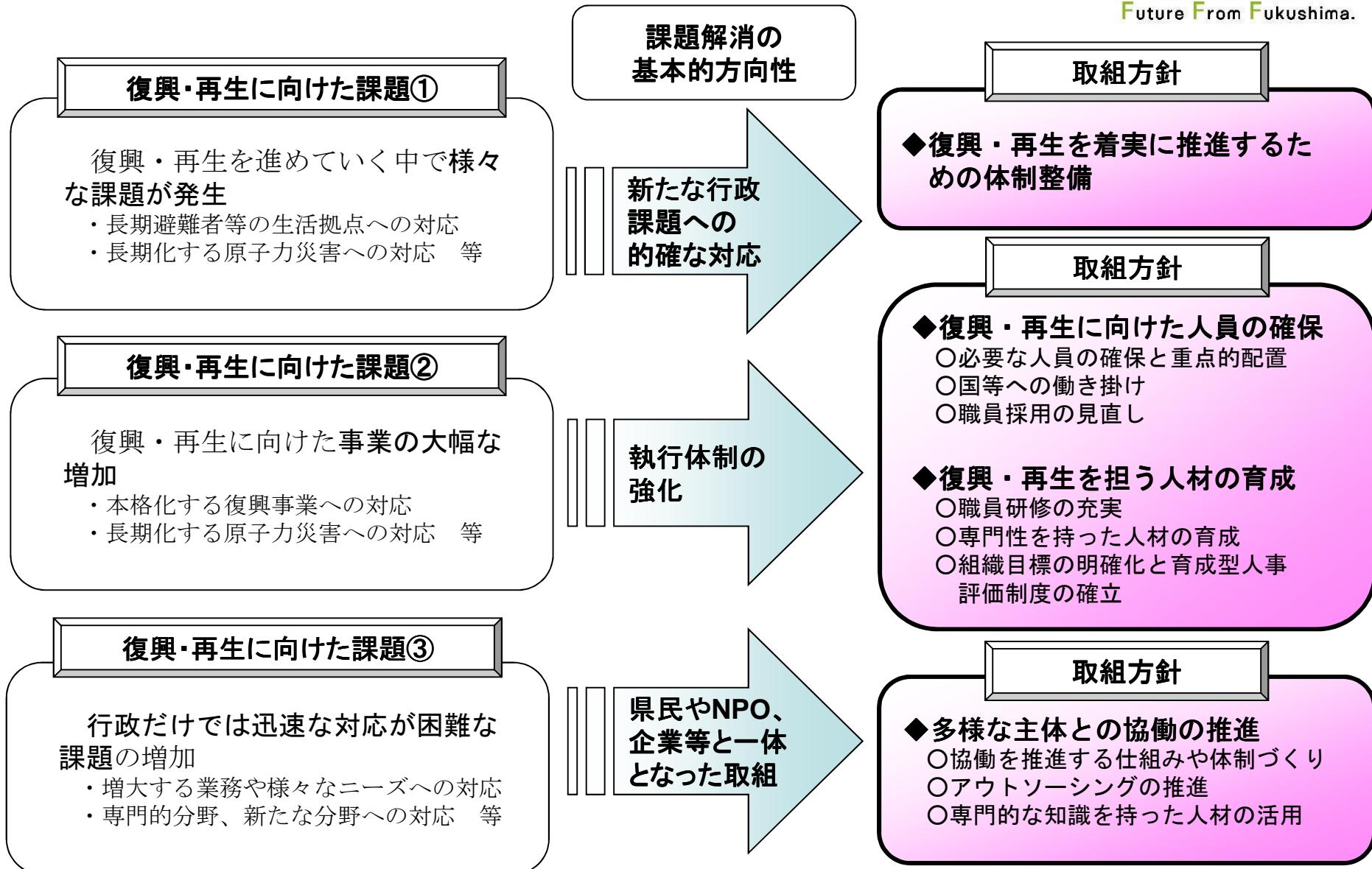
- 行財政改革推進委員会から助言をいただきながら、行財政推進本部において進行管理。
- 毎年度、取組の推進状況等を踏まえ点検を行い、重点的に取り組むべき課題や今後の方向性等を明確にし、必要に応じて見直しを行う。



# 《視点1》 復興を支える財源の確保と財政健全性の確保



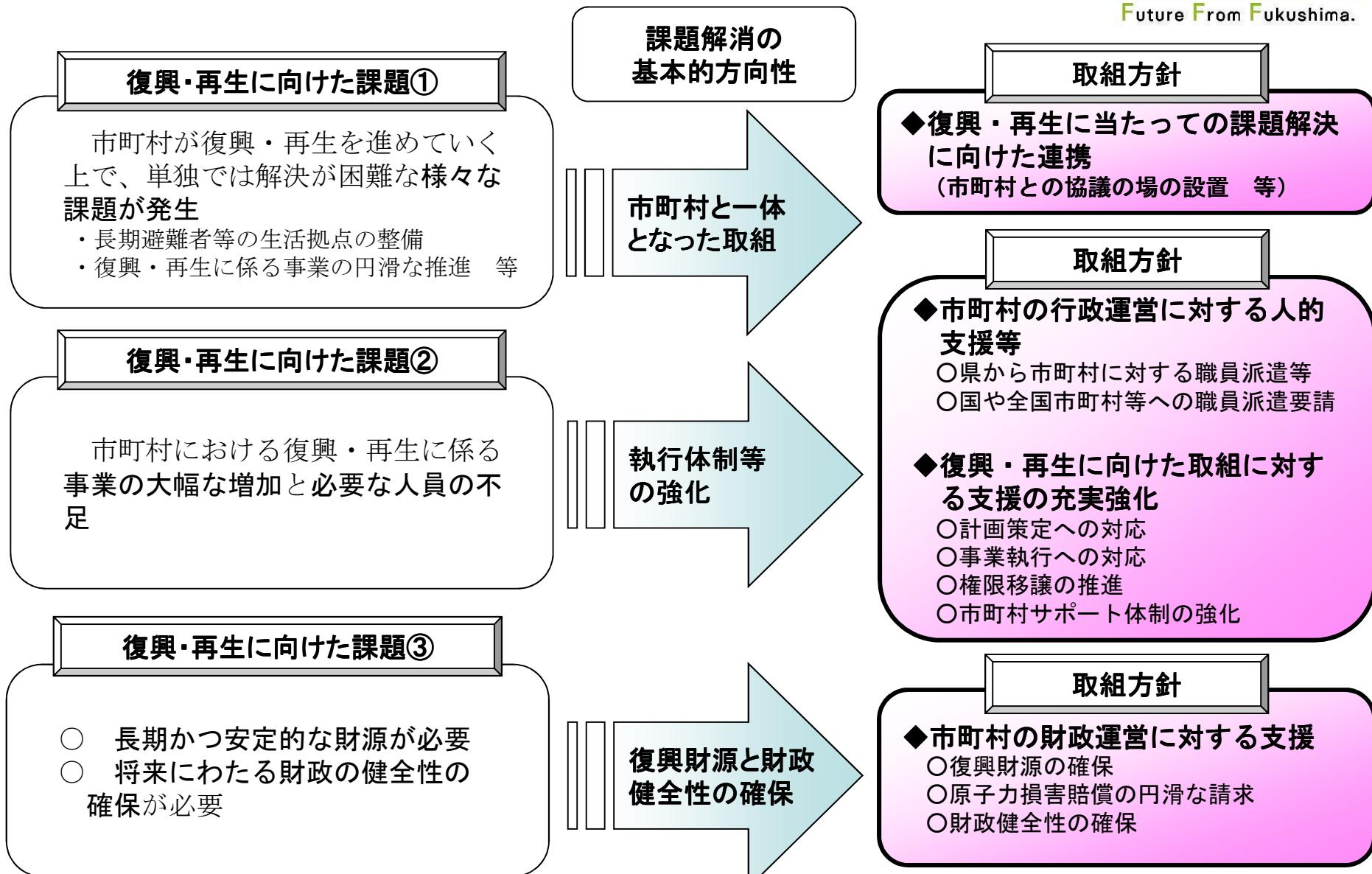
## 《視点2》 復興を加速させる執行体制の強化



## 《視点3》 復興を進める市町村との連携強化



Future From Fukushima.





24行推第1号

平成24年10月25日

福島県行財政改革推進本部長

福島県知事 佐藤 雄平 様

福島県行財政改革推進委員会

会長 横道 清孝



## 行財政改革の推進に関する助言について

このたび、県から提示された「復興・再生に向けた行財政運営方針（素案）」について、復興・再生に向けてより県民の視点に立った実効性のある行財政運営を進める観点から、当委員会設置要綱第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり助言します。

## 記

- 1 復興・再生を着実に推進するため、当面は国からの財源措置の確保に重点的に取り組んでいく必要があり、将来に向けては自主財源の確保が図られるような取組を進めていくことが求められる。
- 2 県民を始めあらゆる力を結集して復興・再生に取り組んでいくために県民等の主体的な取組を引き出すような仕組みづくりが求められる。
- 3 新たな課題の解決に向けて取り組んでいく必要があることから、専門性を有する人材の育成や外部専門家の活用等を積極的に進めていくことが求められる。
- 4 市町村における復興・再生に向けた取組を支援していくため、県からの人的支援の拡充や事務の広域処理の調整、権限の移譲などを推進していくことが求められる。
- 5 県内外で暮らす県民に向け、分かりやすく積極的な情報の発信に努めていくことに加え、福島県の復興に向けた取組について、全国に向けて積極的に情報発信していくことが求められる。
- 6 復興・再生の状況や施策の進捗状況などを踏まえ、重点的に対応すべき課題を明確にしながら取り組むなど、適切に進行管理していくことが求められる。